

第七十五回国會議院文教委員會會議錄第六号

昭和五十年三月二十七日(木曜日)

午後三時十六分開会

委員の異動

三月二十六日

辭任

最上 進君

小巻 敏雄君

三月二十七日

辭任

藤川 一秋君

内藤 功君

補欠選任

藤川 一秋君

内藤 功君

補欠選任

最上 進君

小巻 敏雄君

出席者は左のとおり。

委員長 内藤三郎君

理事

有田 一寿君

久保田藤麿君

久保 亘君

加藤 進君

委員

山東 昭子君

志村 愛子君

高橋 登富君

中村 登美君

最上 進君

秋山 長造君

粕谷 照美君

鈴木美枝子君

内田 善利君

矢原 秀男君

小巻 敏雄君

久保 亘君

粕谷 照美君

鈴木美枝子君

國務大臣 内田 善利君

文部大臣 永井 道雄君

文部政務次官 山崎平八郎君

文部大臣官房長 清水 成之君

文部省大学局長 井内慶次郎君

文部省学術國際局長 木田 宏君

文部省管理局長 今村 武俊君

事務局側 常任委員会専門員 瀧 嘉衛君

委員

本日の會議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木美枝子君外一名発議)

○図書館法の一部を改正する法律案(内田善利君外一名発議)

○義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案(粕谷照美君外四名発議)

○学校教育法の一部を改正する法律案(久保亘君発議)

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず政府から趣旨説明を聴取いたします。永井文部大臣。

○國務大臣(永井道雄君) このたび政府から提出

いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律は、昭和五十年度における国立の大学の施設、学部の新設及び短期大学の施設並びに分子科学研究所の新設等について規定してあるものであります。

まず第一は、富山医科薬科大学及び島根医科大学の新設についてであります。

これは、近年における医療需要の増大と医師の地域的偏在に対処するため、無医大県の解消を図る施策の一環としてこれらの大学を設置し、医師養成の拡充を図るとともに、医学研究の一層の推進に資そうとするものであります。

なお、富山医科薬科大学につきましては、富山大学の薬学部を移し、医学部及び薬学部の二学部として、医学と薬学が連携して教育研究を推進することとしたしております。

第二は、千葉大学の看護学部の設置についてであります。

これは、看護の分野における指導的人材を養成するとともに、わが国における看護学の教育・研究の推進に資そうとするものであります。

第三は、弘前大学、京都大学及び鳥取大学の医療技術短期大学部の新設についてであります。

これは、近年における医学の進歩と医療技術の高度の専門化に伴い、看護婦の養成及び資質の向上に資そうとするものであります。

第四は、分子科学研究所の新設についてであります。

これは、分子の構造、機能等に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究を行う国立大学共同利用機関であり、これにより化学、物理学、生物学等関連分野の発展に寄与することが期待されるものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(内藤三郎君) 次に、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第六号)を議題といたします。

まず発議者から趣旨説明を聴取いたします。鈴木美枝子君。

○鈴木美枝子君 ただいま議題となりました女子教育職員の確保に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

去る第四十六回国会における本法の一部改正によって、女子の実習助手が法の適用対象に加えられ、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に勤務する女子教育職員のすべてが、この法律の適用を受けるに至りました。その結果、いまや、学校教育の現場に勤務する教職員のうち、ひとり学校事務職員のみが本法の適用の枠外に置かれることになりました。

学校事務職員は、その名称の不示とあり、学校の事務を担当しておりますが、その事務の内容は、文書の起草・整理、職員給与、共済、物品、教材の購入等を初めとして、統計作成事務、学校給食事務、施設、設備の管理事務などきわめて多方面にわたる、教員の教育活動と相まって学校運営を有機的・一体的に進めるために重要な役割りを果たしております。

したがって、たとえば、女子の学校事務職員が一人のみという学校で、本人が出産のための

休暇に入った場合、その仕事はすべて教員に肩がわりされることとなります。ところが、教員は、元来そのような事務に不なれたため、病院あるいは自宅で休んでいる学校事務職員のまくら元へ仕事のことであるという聞きに行くこととなり、本人は事実上、安心して産休を完全にとれない状態であり、また、教員が学校事務を分担させられることにより、教育活動に手不足を生じ、教育の正常な実施が阻害されているのであります。

なお、一部の県では、学校事務職員が産休をとった場合、学校内の事情に通じている当該学校の教員を学校事務に当たらせ、その結果学級担任、または教科担当の穴埋めには、産休補助教員を充てるという措置をとっているのであります。

このようなやり方は、いずれも学校事務職員に対する産休補助職員制度が認められていないために生じた苦肉の策であり、これでは専門的な学校事務の遂行に阻害を欠くばかりか、子供の教育にも支障を来し、学校内に二重の不正常な事態を引き起こすものであり、看過できない問題であると思ひます。

ところで、学校事務職員の男女別割合を見ますと、女子事務職員の占める割合は、幼稚園で六五%、小学校で七〇%、中学校で六二%、高等学校で四五%、特殊教育諸学校で四六%という高率であり、国公立のこれらの学校に勤務する女子事務職員の総数は約二万九千二百名であります。これら多数の女子事務職員は、さきに申しましたように、その出産に際して、代替職員の臨時任用制度がないために、その大半が労働基準法で保障された産前六週間の休暇がとれない状況であります。

このような不合理な実情を改め、かつ母体及び生児の保護と教育の正常な実施を確保するために、県はそれぞれ独自の形で代替事務職員を置くことを認めざるを得なくなっているというのが今日の事態であります。最近私どもの調査したところによれば、代替職員の予算措置を行っている県は三八県調査のうち二十九県に及んでおり、これは、当然速やかに制度として全国に及ぼ

すべきであると考え、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に、改正の内容としては、第一に、法第二条第二項に新たに「事務職員」を加えております。これによって、女子の事務職員の出産の場合も補助職員の任用が可能になります。

第二、法の題名及び本則中の「女子教育職員」を「女子教職員」に改め、「補助教育職員」を「補助教職員」に改めております。これは、従前本法の適用対象とされていた者が、教育に直接的に携わる「教育職員」に限られていたのに対して、今回、学校事務職員を加えるために、その字句を「教育職員」と学校事務職員の総称である「教職員」に改めるものであります。

なおこの法律は、実施のための準備期間の必要性を考慮して、公布の日から起算して三月月を経過した日から施行することとしたしております。本法案は第七十二回国会参議院本会議において全会一致をもって可決されました経緯もありますので、何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(内藤三郎君) 次に、図書館法の一部を改正する法律案(参第七号)を議題といたします。まず、発議者から趣旨説明を聴取いたします。

内田善利君。ただいま議題となりました図書館法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

近年自覚ましい経済成長と技術革新の進展により社会構造は急激に変化し、複雑高度化してきております。その結果、一面では物質的生活はある程度豊かになり、余暇時間が増大し、学習、レジャー等物心両面での行動選択の範囲が拡大しつつあります。しかし、その反面、いわゆる人間疎外、世代間の断絶、交通災害、自然環境の破壊等人間の存在自体にとってきわめて深刻な問題が発生しているところであります。過去百年間の自覚ましい物質的繁栄は人類史上未曾有ではありましたが、

今日では、従来の経済優先主義が深刻に反省され、人間性の回復、人間性の尊重が強く要請されるに至つたのであります。この激しい社会の変貌の中で、すべての人間が生産を通して、あらゆる年齢段階に応じ人間としていかに生きるべきかを求めざるを得なくなっているものであります。

さらに、社会の加速度的変化とその複雑化の進展は新しい知識、技術の学習をも必然ならしめているのであります。このような意味において最近とみに生涯教育の必要性と重要性が強調され、国民の自発的な学習活動としての社会教育の意義が再認識され、その制度的確立と充実が現下の重要な課題となつてい

るところであります。特に、図書館は国民すべてのきわめて多様な学習、研究及び調査の要求にこたえる手段、方法として、また、情報社会の進展に伴い、複雑高度化、専門化した知識や情報の洪水を分類、整理し、容易かつ的確に住民に提供し、主体的人間、考える人間を育成する場として、その果たす役割りはきわめて大きいのであります。

最近とすれば一部で低俗なテレビ番組や週刊誌のはらんに見られるように社会が軽薄に流れているといわれておりますが、その底流に向学心がみなぎり、明日の文化日本を形成し、世界平和の実現に貢献すべき潜在力を強く備えているものと確信します。いまこそ、これを助長するため、図書館の整備充実等これを助長する手段方を講じなければ悔いを残すことになりましょう。

戦後、わが国の再建を国民の教養の向上を期するため、社会教育が重視され、またその中で図書館の占める地位の重要性が認識され、昭和二十四年に社会教育法が、昭和二十五年には、図書館法がそれぞれ制定され、その後年に公共図書館の充実の努力が行われてきたところであります。いまだきわめて不満足な現状であります。すなわち、第一に昭和四十六年における公共図書館の設置率を見ますと、都道府県は九六%、市(区)は六六%、町は一〇%、村は三%という現状であります。

第二に近年図書館の施設設備の技術革新は著しく、また図書資料も急増しているにもかかわらず、きわめて不備なまま放置され、市民に対するサービスの不十分な図書館がほとんどである実情であります。

第三にこのような結果、関係者の努力にもかかわらず、図書館利用の実態はきわめて貧弱で、図書館本来の役割りを十分に果たしていません。さらに、さらには急激な社会の変貌と情報化社会の進展に適応した情報センターとしての役割りを積極的に果たし得ず、時代の要求に立ちおくれ

今後、人間開発を推進し、人間性を土台とした高度福祉社会を創造するためには、時代の要請にこたえる新しい図書館の整備充実こそ現下の最も重要かつ緊急の課題と考え、本改正案をここに提案した次第であります。

次に、本改正案の内容について簡単に申し上げます。第一には、図書館の設置を推進するため、当都道府県及び市(区)に図書館の設置義務を課すこととしたしております。

第二には、地方公共団体の住民に対する図書館奉仕が十分に行われるように、司書または司書補の数、図書館の施設、図書館資料及び設備について、地方公共団体の人口に応じて公立図書館の設置に關する基準を政令で定めるものとするとともに都道府県及び市の設置する図書館はこの基準に適合するものでなければならぬこととしております。

第三には、国は基準に適合する図書館を設置する地方公共団体に対し、当該図書館の館長、司書及び司書補の給与、施設、図書館資料及び設備に要する経費等についてその二分の一を補助することとしたしております。

第四には、図書館の役割りを十分に果たすためには、司書及び司書補がきわめて重要であるにもかかわらず、従来必ずしも十分に処遇されてない現状にかんがみ、また司書等に人材を誘致する

ため、その待遇について特別の措置を講じなければならぬものとしております。

最後に、上述の第四の点に関する規定は公布の日から施行し、その他の規定は、昭和五十一年四月一日から施行するものとしております。

なお、都道府県及び市の公立図書館の設置に関する基準に適合する図書館の設置義務に関する規定が効力を発する昭和五十三年四月一日までの間は、その設置を促進するため、国の図書館の施設、図書館資料及び設備に要する経費に対する補助を拡大強化すべきものと考へております。また町村等の図書館の整備充実についても今後一層の促進を図るべきは当然であります。

以上、本法律案の提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(内藤三郎君) 次に、義務教育諸学校等の女子の教育職員に就く法律案(参第八号)を議題といたします。

まず、発議者から趣旨説明を聴取いたします。柏谷照美君。

○柏谷照美君 日本社会党、公明党、日本共産党、民社党並びに二院クラブの共同提案によつて、ただいま議題となりました義務教育諸学校等の女子の教育職員に就く法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、わが国においても、生涯働き続けようという勤労婦人の増加が著しく、特に教育界においては、女子職員の占める割合が大きくなつております。すなわち、昭和四十九年度における教員総数のうち女子教員の占める割合は、幼稚園九四・三%、小学校五四・〇%、中学校二八・八%、高等学校一六・八%、障害児教育諸学校四四・四%となつており、この比率は今後さらに増加することが予想されるところであります。

また、配偶者を有する女子教員も年々増加し、小・中学校女子教員の七五%を占めるに至つております。ちなみにその出産状況を見ますと、出生率六・一%で年間約二万人にのぼつております。

ところで、これら母親教員たちの育児状況は、その生児を親族に見てもらつたり、子守を雇つたり、他人に預けたり、数少ない保育所や私設の乳児施設に頼んだりして、教職の継続に努めているわけであり、こうした育児の手段を持つことができず、やむなく退職する人々も相当数にのぼつてゐるのが実情であります。

このことは、わが国の教育水準の維持向上の見地からも、また女子教員の職業生活の保障の立場からも見過ごすことのできない重要問題といわなければなりません。

第一に、保育の方途がつかずやむなく退職する人々が多いということは、せっかく熟練度も高く、人間的に成熟した女子教員を失うことであり、教育上の損失ははかり知れないものであります。また、幸いに教職を継続することができた女子教員も、乳児のための保育所がきわめて不足している現状等から、乳児期の育児が不安定であり、そのため十分に教育に専念できないような面が出てくることもあり、これもまた教育上大きな問題であります。

さらに、保育のためやむなく退職した女子教員が再就職を希望した場合において、わが国の雇用制度のもとでは非常に困難であることも十分留意する必要があります。

第二に、保育のため本人の意に反して退職のやむなきに至らしめることは、婦人の基本的な働く権利を侵害するものであり、憲法に示された基本的人権を侵害するものと言わねばなりません。

次に、この問題についての経過を振り返つてみますと、女子教員から育児休暇制度の創設を望む声が起こつてから約十二年、参議院文教委員会においてこの問題が具体的に法案として提出されてからすでに八年を経過しております。この間二度にわたつて育児休暇制度を創設する法律案が参議院で可決されたが、衆議院において審査未了となつております。

すなわち、女子教員の強い要望を受けて、女子教育職員の育児休暇制度の創設に関する法律案が第五十五、第五十八、第六十五の三国会にわたつて提出されましたが、審査未了となりました。続いて第六十八国会に至り、この問題に関する小委員会が本委員会に設置され、鋭意検討の結果、成案が得られ、文教委員長提出法律案として、参議院本会議においても全会一致で可決されました。

しかしながら衆議院において審査未了となりました。第七十一国会においても、同じ内容の法律案を社会、公明、民社、共産の四党共同で提案し継続審査となり、七十二国会において参議院では可決されましたが、再び衆議院で審査未了となり、またもや全国の多数の女子教員の悲願は無残にも打ち破られたのであります。

さて、この間におけるわが国の勤労婦人福祉対策推進の状況を見ますと、昭和四十七年に勤労婦人福祉法が制定され、事業主に対して育児休業の実施等の努力義務を課し、また昨年成立した雇用保険法は雇用構造の改善について定め、これに基づいて昭和五十年から育児休業奨励金制度が設けられる予定であり、民間における育児休業制度の一層の普及促進が期待されることになつたのであります。

一方、国外に目を移しますと、一九六五年のILO総会における「家庭の責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」の採択や、一九六六年に採択されたILOとユネスコの共同による「教員の地位に関する勧告」などに基いて、女子教員の育児休業制度の創設等その福祉対策に真剣に取り組んでゐる国々が増加している現状であります。

以上のような見地からも、女子教員の育児休業制度の創設は緊急な課題であると考へます。時あたかも国際婦人年を迎えております。ことしこそ全国約四十万人の女子教員の強い希望にこたへるべきであると考へ、本法律案を提案した次第であります。

本法律案は、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する制度を設けることにより、その継続的勤務を容易にするとともに、当該学校における教育の一貫性を確保し、もつてその教育水準の維持向上に資することを目的とするもので、内容の主な点は次のとおりであります。

第一に、幼稚園から高等学校までの国立公立学校に勤務する女子教育職員で、一歳未満の子を育てる者が育児休暇を申請した場合、任命権者は、特別の事情のない限り、これを承認しなければならぬこと。

第二に、育児休暇期間は、産後休業終了の翌日から生児が一歳に達する日の属する学期の末日までを原則とすること。

第三に、育児休暇を承認された女子教育職員は、その間身分を保有するが、職務に従事せず給与は支給されないこと。ただし、任命権者は、教育上特に必要があると認めるときは、育児休暇中の女子教育職員に対し、一月に三日以内の勤務を命ずることができるとし、その場合には相当額の給与を支給すること。

第四に、女子教育職員は、育児休暇により勤務しなかつたことを理由に不当に不利益な取り扱いを受けないこと。

第五に、任命権者は、育児休暇を認める女子教育職員にかつての教育職員を臨時的に配置すること。

第六に、退職手当、復職時の俸給調整、公務災害補償、労働基準等、他の法律関係につき所要の規定を定めること。

第七に、私立学校の設置者は、育児休暇制度を実施するように努めること。

第八に、この法律の施行期日を昭和五十年四月一日からとしたこと。

第九に、本法施行前六月以内に産後休業を満了した女子教育職員で、法施行後一月以内に育児休暇を申請した者には、本法が適用されることを経過措置として定めたこと。

さいますようお願い申し上げます。

○委員長(内藤三郎君) 次に、学校教育法の一部を改正する法律案(参第九号)を議題といたします。まず、発議者から趣旨説明を聴取いたします。久保君。

○久保君 たいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和二十二年、学校教育法が制定された際、教育基本法第一条が教育の目的は「心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めた趣旨に基づいて、学校における健康及び健康教育の重要性が強く認識され、小・中学校には児童生徒の養護をつかさどる職員として養護教諭を置かなければならない旨が規定されました。言うまでもなく、養護教諭の制度は、戦後急に確立されたものではなく、大正年代における学校看護婦の普及、昭和四年学校看護婦令を経て昭和十六年の養護訓導としての制度化、いわば学校教育における学校保健の重要性が認識され、教育の一部門として正当に位置づけられる歴史の歩みの中で確立されたものであります。

しかしながら、養護教諭はきわめて専門性の高い職種でありますので、学校教育法制定当時、直ちに全学校に有資格者を得ることができず、また養成が緊急に合わない事情もあって、当分の間は小・中学校に養護教諭を置かないことができるとの経過措置がとられたことは御承知のとおりであります。

ところが、学校教育法制定以来三十年近い年月を経過した今日においても、養護教諭の配置は遅々として進んでおりません。この間、昭和三十三年に学校における健康管理を教育の重要な一部門として位置づける学校保健法が制定され、また国会においても、しばしば本問題が取り上げられ、参議院文教委員会では養護教諭の養成確保につい

て数度の決議が行われたのであります。それにもかかわらず、養護教諭の重要性に関する認識不足と財政上の理由等によってかかる事態を今日まで放置してきた行政上の怠慢は責められなければならないと見做す。ちなみにも、昭和四十九年度における養護教諭の全国的な配置率は、小学校五六・五%、中学校五五・四%、高等学校七五・七%であります。第七十二回国会で行われた定数法の改正に基づいて、昭和四十九年度から発足した教職員定数改善五年計画が終了する昭和五十三年度においても、学校数の約七六%の養護教諭の定員が確保されるにすぎないのであります。

養護教諭の職務については、残念ながら十分に理解されているとは言えない現状であります。学校保健計画の立案、学校環境衛生の維持改善、学校給食に関する衛生管理、健康診断、疾病の予防の管理と指導、救急看護、安全の管理と指導、健康教育への協力、学校保健組織活動への協力、保健室の整備、運営等きわめて広範かつ重要な職務を行っているのであります。特に、近年都市においては過密化の進展と自然の破壊、公害の発生等による生活環境の破壊、農山漁村においては過疎化の進行と出稼ぎ、内職の恒常化等による生活環境の悪化が著しく、さらに、自然や遊びの喪失、入試準備教育の過熱など子供の健康を阻害する要因が増加しているものであります。ために、近年児童生徒の体格は著しく向上したが体力の伸びがこれに伴わず、肥満傾向児が増加しており、疾病についても、う歯、近視などが増加し、さらに心臓、腎臓などの疾患、ぜん息などの呼吸器疾患、情緒障害、公害による健康障害など多岐に亘るべき状況が指摘されているところであります。このよう

な状況の中で、子供の生命と健康を守るため、父母等から養護教諭の必置を求めると切実な声が起こっているところであります。

このような父母等の要請に対処するため、近年養護教諭の相当数が困難な兼務を強いられ、山越えて行かなければならないような遠隔地の学校との兼務、十校近い多数の学校の兼務など想像

を絶する事態が発生しております。そのため、流産や健康障害、交通事故などの危険にさらされ、子供の健康管理が十分に行えないばかりか、養護教諭自身の権利にかかわる問題が表面化するに至っております。また、最近広島県のある小学校において、採用後四カ月にして過労で死亡するという痛ましい事態が発生しております。このような実態が、養護教諭の確保の困難性を一層増大させるものであることも見逃すことはできません。

さらに、ここで留意すべき問題は、養護教諭にかえて養護助教諭が配置されている問題であります。すなわち、現在養護教諭の増員計画が進められているところであり、その養成計画の不備等から有資格者が得られず、安易に資格を持たない養護担当教員が配置される傾向が目立ち、教育現場に混乱と問題を生ずるに至っていることとあります。言うまでもなく、養護教諭は子供の生命と健康に直接かかわる専門性の高い職種であり、また助教諭の場合と異なり各小学校に一人しか配置されることができないため、他の養護教諭の指導等を受けることができません。その影響は一層深刻であり、早急な解決を迫られているものと言わなければなりません。

次に、高等学校については、学校教育法上養護教諭は任意設置のためまゝになっておりますが、高等学校に養護教諭を必置する必要があることは小・中学校と同様であります。またこのことは、高等学校における養護教諭が全日制の課程と定時制の課程の兼務を余儀なくされて労働過重になっている事態を解決するためにも必要であります。

以上述べましたような見地から、昭和五十三年四月一日以降、すべての小学校、中学校及び高等学校に養護教諭の必置制を実現しなければならぬこととするため、本法律案を提出した次第であります。

一方所の四年制の養成機関の設置、国立養護教諭養成所の充実改善、その入所者の大学編入策を講ずるなど養護教諭の養成制度の拡充整備を図る必要がおります。

第二には、養護教諭の身分・待遇について優遇措置を講じ、その地位と職務の一層の確立を図るとともに、広く潜在的資格者から人材を誘致することが必要であります。

以上、特に付言しておきたいと存じます。以下、法案の内容について申し上げます。

第一は、高等学校に置かなければならない職員として養護教諭を加えるとともに、特別の事情があるときは、養護教諭にかえて養護助教諭を置くことができることとしております。

第二は、小学校、中学校及び高等学校に養護教諭を置かないことができる期間を昭和五十三年三月三十一日までの間に改めることとしております。

第三は、政府は、速やかに、養護教諭の不足を解消するため、その養成計画を樹立し、これを実施しなければならないこととしております。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(内藤三郎君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を願います。

○有田一寿君 福祉社会の実現ということは、日本の現代の情勢からいって、国民ひとしくこれを望んでおるといっても過言ではないと思っております。福祉社会というものの内容につきましては多岐にわたると思っておりますけれども、健康な生活を維持するということがまずその基本的要件であると思っております。そのためには、医師というものがそのほんどの役割を担っているということもまた事実であろうと思っております。その医師を量、質ともに十分考慮されたそういう姿で確保されていくということがまた一番大切なことであろうと思っております。このわが国における医師の充足状況というものを考えてみますと、ここに一つの資料を持っており

ますが、人口十万人に対して各々でどれくらい
の医師を持つておるかということ、これは一番充
実しておるのはアルゼンチンであります。これは
百八十九名、端数は除きます。一番がイタリア百
八十八名、三番が西ドイツ百七十二名、アメリカ百
五十七名、スウェーデン百三十六名、フランス百
三十三名、その次、七番目が日本でありまして、
百二十八人になっております。また、歯科医師に
つきましても、もう数字は詳しく申し上げませ
んが、一番は十万人に対して八十三名のスウェー
デンでございます。日本は六番でありまして四十名
でございます。

さらに看護婦について見ますと、一番充実して
いるのはアメリカで五百三十三人、次がスウェー
デンの五百八十八人、次がイギリスの三百二十七人、
日本は次の四番目で三百四十四名となっております。
日本のこの統計の場合ももちろん看護婦を含ん
でおります。この看護婦の数字は四十七年度末の
数字でございます。したがって、先進諸国の
例を見ましても、日本はまだまだその拡充に努力
していかなければならないということが言える
と思ひます。それについて各県で医科大学のないと
ころに医科大学を設置しようということで、今度
提案された国立学校設置法でまずスタートが切ら
れているわけでありまして、これは昭和四
十五年までは大した医大の増設はなかつたと思
ひますが、それ以降、昭和四十九年末まで、たし
か十五の私立医大がふえておるといふふう
に理解しておるわけでありまして、この無医大県に
対してその解消ということは非常に大切なことである
と思ひます、それについて計画をお伺いしたい
と思ひます。

○政府委員(井内慶次郎君) たいま御指摘ござ
いましたように、わが国の医師数は四十九年現在
で十四万一千人、人口十万人に対して二百二十
八・九人ということに相なつております。医師の
数につきましても、厚生省の方で昭和四十五年にわ
が国の医師の総数をどのように確保してまいるか
ということにつきまして、いろいろの検討が行わ

れ、人口十万人に対し医師百五十人程度をおお
ね昭和六十年を目標といたしまして確保する必要
がありという試算をし、文部省の方に対して
も要請をいたしました。この目標数は現在の施
策として進めつつございまして無医大県解消のた
めの今回御提案いたしました二大学を含め、国立
医科大学の増設により、昭和六十年までにおお
ね達成できる見込みでございます。しかし、この
ような人口比による医師数の確保のみで、必ずし
も国民の医療需要に対応できない面がございま
す。先ほども御指摘ございました医師の地域的
偏在の問題とか、医療水準の向上等のことを考
えますと、文部省といたしまして人口対比のみでよ
ろしいかどうか。こういった人口十万人対百五
十人という厚生省からいただきましたと、その
ものも今後さらに厚生省の御意見も承りながら検
討しなければならぬ課題かと存じております。

なお、今回の国立学校設置法の一部改正案とし
て御提案申し上げ、御審議を賜つております五
十年度の問題につきましては、富山医科大学
及び島根医科大学を本年創設し、明年四月、学生
の受け入れをお願いしたいということで御提
案申し上げておりますが、さらに高知県、佐賀県
及び大分県の三県につきましても、四十九年に引
き続き、創設準備の仕事を進めさせていた
きたい。なおさらに、山梨、福井、香川の三県に
つきましても、創設を前提とする準備調査の仕
事を五十年年度予算でお願いいたしたいと存じて
おります。

なお、無医大県の中で、沖縄県につきましては
いろいろの事情がありまして、保健学部を先に創
設し、附属病院もたたいま設置運営をいたして
おるところでございますが、琉球大学に医学部を創
設するという前提で保健学部を創設し、たたいま
運営をいたしておるわけでございます。琉大の
医学部につきましては四十九年に引き続き設置調査
の仕事を進めてまいりたい、かように文部省とい
たしましては、無医大県解消の計画をたたいま取
り進めておるところでございます。

なお、無医大県の解消により医師の養成確保の
施策を文部省として進めるに当たりまして、医師
養成とともに看護婦等の医療技術者の養成確保と
いう問題が非常に深刻な課題でございます。その
養成数の確保は厚生省の施策にもまたなければ
なりませんし、文部省といたしまして、資質の高
い医療技術者の養成確保ということで無医大県の
解消と符節してこの施策を進めてまいらなければ
ならない課題と心得、五十年年度千葉大学の看護学
部創設、弘前、京都、鳥取の三大学に医療技術短
期大学の創設ということで、御審議をたたいま
いたしておるところでございます。無医大県の
解消に関連いたしまして、看護婦等の確保の問題
もあわせて、文部省といたしましては施策を進め
たいと存じております。

○有田一壽君 いまの計画についてはよくわかり
ました。

ただ、これは医大に限らず、一般高等教育につ
いて言われておるところでございますが、量はふえ
るが質が落ちるといふこと、これは学生、生徒も
やはり量がふえたといふか、入学者の数がふえた
ことによつて質が落ちると、いわば学歴と学力が
伴わないという傾向、これは憂うべき現象でござ
います。同時に、そのよつて来たところは、
教授、教諭等教える側の力不足あるいは熱意不足
そういうものによつて教育水準の低下がなされて
おるといふこともまた指摘できるところでござ
います。したがって、いま御説明がございましたが、
医大を設置する場合に、一番考えなければならな
いのは教官の確保ができるかどうか。仮に、昭和
六十年までに十万人に対して百五十人の医師を確
保するということが、これは大変望ましいわけござ
います。同時に、教官の確保あるいはそれに
伴う人員、その確保についてお見通しがあるの
かどうか、それをぜひともお伺いしたいと思ひま
す。

○政府委員(井内慶次郎君) 新設の医科大学等の
教官確保の問題でございますが、国立の新設医科
大学の教官につきましても、三十講座相当分の教

官陣容を確保するという計画で取り進めておりま
す。発足時に三十講座全体につきましての予定者
を決定し、全教官につきまして大学設置審議会の
審査を経るということを行いましてスタートを切
らしていただいております。四十八
年に創設をいたしました旭川、山形、愛媛につ
きましては、たたいま申し上げましたように、大学
設置審議会が審査をパスした教官予定者につ
きまして、十五講座分をたたいま発令確保をいた
しました。四十九年度創設の浜松及び宮崎の各医
科大学につきましても、入講座分を充足いたして
おるところでございますが、三十講座相当分を学
年進行に及びまして、五年間で確保するというこ
とで、たたいま計画を進めておるところでござ
います。この新設医科大学の教官確保の問題につ
きまして私どもも一番努力をしておりますのは、方
法といたしましては、創設準備をお願いしてお
る大学で全国的な公募の方針をとりました。公募に
よつて候補者を集め、それを創設準備をお願い
しておる方々で選考していただいて、それを設
置審議会の方に持つてきていただいております。
そういうやり方をとつておるところでございます。
そのような公募の方法をとつておるのでございま
すが、既設の医学部の教官の充足が一体どうな
つておるかという点が教官供給のいわば母体、供給
源でございます。その既設の医学部の教官の充
足状況を見ましたときに、全般的に大学におきま
しては、常時の欠員率が若干ございまして、これは
教官の専攻でございます。専門分野でござ
います。か、いろいろなことがございまして、選考
等に時間もかかるということもございまして、若
干の欠員率は大学の場合はどうしてもあるもので
ございまして、医学部関係の場合は、平均的に他の
学部よりも特に基礎の教官において欠員がやはり
多いという現象がございまして、今回、御審議を賜
るに当たりまして、特に看護学部、医療短大の創設
をお願いいたしております千葉大学医学部、弘
前大学医学部、京都大学医学部、鳥取大学医学部
の四医学部につきましても精査してみますと、助手

まで含めまして現在、充足率が九三・一%でございます。これら他学部よりも少し欠員が多うございまして、さらに問題は、教授、助教授の欠員のうちで、法医学等を中心とし、基礎系の講座の特に助教授の欠員が多いという点を私も非常に問題としております。こういった点につきまして、ただいま申しましたように、全国の公募により適任者を最大限の努力をいたしまして確保をいたしたいと思っております。ただいま富山山医科薬科大学につきまして、すでに四月に入りまして、間もなく公募に入ります。島根も同様でございます。このような医学部あるいは医科大学の教官の確保の問題につきましては、関係者による努力に期待し、私どももできるだけそれをお助けするということだけではやはり処理できない問題が一つございまして、申し上げますのは、国家公務員で医療職の俸給表の適用を受けます医師の初任給の処遇と教育公務員で医学関係の教育に従事していただく教官の方とで非常に給与上の相違がございまして、この点につきましては、昨年の国会でもいろいろと御指摘を賜りました。四十九年度の人事院勧告に当たりまして特に大臣から人事院総裁にも強い要請等をいたしましたのでございまして、四十九年度の人事院勧告で、初任給調整額として二万五千円をプラスする、二十年間漸減していくというこの措置を勧告いただき、そのような措置をとらしていただきましたが、医療職(一)の俸給表の適用を受けます国家公務員の医師との間にはまだ相当額の開きがございまして、この辺等も私ども今後なお引き続き努力をしなければならぬことかと存じます。医科大学の創設に当たりまして質の問題等を考えます際に、優秀な教官の確保が先決であり、そのために、基礎、臨床を含めまして、公募によりできるだけの適格者を集めて、それを大学設置審議会で審査を経るということにつきまして十分な努力をすると同時に、ただいま申しましたような点につきましても引き続きの努力をしなければならぬ課題である、かように考えております。

○有田一寿君 待遇改善の問題はいまおっしゃったとおりであろうと思ひます。教員人材確保法案によつて、義務教育諸学校の教職員の場合はある程度の待遇改善の見通しがついたわけでございますが、大学等、特に福祉に直接つながる医師の養成の基本をなすものはやはり待遇を離れては考えられないと思つてございまして、これはわれわれも努力をしなければならぬということをよく認識をいたした次第でございます。

なお、もう一つ伺いたいのは、私立医科大学、これは入学金が非常に多いということとは先般も質問がございまして、これは国民ひとり知つていられるところでございますが、文部省もそのことは承知していると思ひますが、いろんな事情から恐らく黙認しているというのが現状ではないかと思ひます。ただ、今後国立医科大学だけですべてが充足していけばよいが、あるいは私立医科大学に依存しなければならぬという点もあろうかと思ひますが、果たしてそうであるか、今後は国立医科大学でそれを処理できるということでありましょうか。先ほどおっしゃられた十万人について百五十人というものを昭和六十年までに達成するという場合には、それは国立だけの計算であるのか、私立も考慮に入れられての計算なのか一つ。

それから私立医科大学の認可でございますが、これについてもよほどの方針で臨まなければならぬ。しかし、余りむずかしくすると目的を達し得ない。しかし、これを少しでも認可基準を緩やかにして、極端に言えばいいかげんにすると、よくない医師が生まれれば福祉社会実現に逆コースをとることになるといふ板ばさみのむずかしい問題があると思ひますが、今後の医学教育については、国公立を問わず、国の福祉社会の未来を考へて、やはりよほど見通しのある方針というものが医学については設定されなければならぬと深く考へるところでございます。その見通しについて率直なところをお伺いしたいと思います。

○政府委員(井内慶次郎君) 先ほどお答え申し上げ

げました、人口十万人に對しまして百五十人の医師の確保がおおむね昭和六十年をめどに達成できる計画と相なつておりますというふうにお答え申し上げましたが、その際の数値は、今後つくられるものは無医大解消ということ、国立でつくられるものの数値をカウントいたしまして、そういう計画に相なつております。ただいま今後の医師の養成、医学教育という観点に立つて、国公立の關係について、どのように考へるのかというお尋ねもございましたが、昭和四十年から五十年の十年間の医科大学あるいは医学部の数、入学定員の変化を見ますと、昭和四十年に四十六の医学部がございまして、入学定員が三千五百六十人から数値の御指摘がございまして、昭和五十年、六十九校に相なつております。六十九校に相なつておりますが、その増加いたしましたのは、国立で九校、私立で十五校、公立医科大学は、三重県立医科大学が国立移管をいたしまして減が一立つております。そのような数値になつておる次第でございます。

医学教育の質の問題を並行して改善、充実するということを考へなければならぬという御指摘もございましたが、ただいま文部省として非常に大きな宿題であり、努力しなければならぬことの一つは、昭和四十五年以降新設されました十五の私立の医科大学等の内容が、大学設置審議会等におきます認可の際の条件を完全に満たし、質的につばな医学部に育てただけるように、このアフターケアをどうするかという問題が非常に大きな問題としてございまして、ただいま毎年、大学設置審議会が学年進行を完成するまでの間、特に新設の医科大学、歯科大学等につきましては、現地を調査し、教官の充足の状況、研究教育の状況等につきまして設置審議会の方の視察を経て、毎年、当該大学に對しまして改善の必要点を御指摘し、教官の充足等に一層の留意を賜つておるところでございます。新設の医科大学につきましてそ

うに、五十年六十九校、入学定員七千二十人と相なつております現在の医科大学、医学部の教育がその水準を低くしないように、この水準を確保し、改善を今後どう図つていくかという面における努力を文部省としてはやはり全般の問題としてしてまいらなければならぬであらう。私立の医科大学の設置認可の問題につきましては、特にこの二年間、従前は一年で審査して認可しておりましたが、特に医科大学、歯科大学等につきましては、これを丹念に慎重に審査する必要があるということ、二カ年審査ということにいたしました。管理局の方で担当を願つております私立大学審議会における法人關係の審査、大学設置審議会等で行います教官の審査と、これを二カ年にわたつて慎重に審査するという態度でたいま対応しておるところでございます。

○有田一寿君 大学の新設の認可の方針その他についてはよくわかりました。ただ、一般高等教育に對する考え方として、最近は大変議論が二分してきている状況でございます。すべて高校を出た者は大学に全入を図るべきである、それによつて国民の教育水準が上がるわけだから、学生が多少質が悪いとか、教授の質が悪いとかいうことを一々こたわらずに考へるべきである。そうすることによつて入学試験の受験地獄も解消するのではないかと、このことも一方叫ばれております。ただ反面いわゆる選抜であつて、大学教育を受けるにふさわしい者が大学に入学するんだと、そして、それをよく教育をして社会に送り出すことが社会の進歩につながるという、いわば極端に言えれば二つに分かれております。だから、前者の議論でいけば、なるほどバスの運転手も、あるいは駅の改札する者もみんな大学卒である、板前さんもそうだし、ボーリング場の受付もそうだと、これになれば、なるほど知的水準の高い日本の国家はできるという考へはありましようけれども、私は、そういう考へをとならないうわけでありまして、日本のこの九十数%、資源を海外から導入しなければ、そして加工賃経済で必死に働かなければ本當の日本の福

社もできないと、もちろん経済発展も不可能であるという状況を考えますと、どうしてもそこにはそういう知的エネルギーのロスを見逃すというところではできない。やはりもつと真剣に、大学教育というものは受けるにふさわしい者を大学に進ませるといふことの方が私は正しい議論であろうと思つておられます。

この医学教育について、最近特に私立の医科大学について入学金をよけ、極端に言えば鼻口入学のようにして納めた。そのために、はつきり言へば、質のよくない学生がそこに入る。それが国家試験を通つたといふものの、私は医師の国家試験がむずかしいと思つておられますから、それが大事な生命を担うことになると思つておられると、はだにアワを生ずるような思ひがするわけでもございまして、特に医科大学、薬科大学等においては私は大衆教育だといふ考えは一てきして、本当によい者を確保していく、しかもよい者が少なくて済むんじやなくて、よい者が多くなければいけないといふ、これは一律背反の問題でございまして、これをあえてその両面を追求していかなければならぬのが、今後の医学教育の問題であらうと思つておられます。言はやすく行は私ほかたかと思つておられます。だから、そこら辺のことについて、先ほどから大学局長の御答弁がありましたが、やはり待遇の問題、あるいは待遇だけでなく、精神的な待遇の問題、あるいは叙職のときにきき医師を優遇するとか、そういうこともあわせ考へて、あらゆる面で私は医師というものに対しては皆が尊敬できるように、そういう立場を国民が認めてやつて、そして日本の福祉につなげていかなければなるまいと思つておられます。一般教育から、その中における医科大学の教育、その教授の確保、どういふ生徒を入れる、そういうことを含めてひとつ簡潔で結構ですけれども、いま考へておられることをここで述べていただきたいと思います。

○政府委員(井内慶次郎君) ただいまいろいろと御意見賜りましたが、医学教育の関係者の間で最近非常に議論に相なつておられますのは、医における倫理の問題が非常に関係者の中で議論に相なつておられます。このことは、現在、医学教育が学部教育六年といふことでもございまして、医進課程が二年、専門課程四年といふことに相なつておられます。先般の法改正で六九年、医進課程、専門課程を通じての一貫教育が可能になりますよな法改正をお願いいたしました。特に医学教育における一般教育の理念、人間の基本的な生命の尊重であるとか、人間の生命の前にひれ伏す医師としての気持ち等をどう養うかとか、一般教育を、医進課程のときのみならず、ある意味では六九年全体を通じて何かそういった人間教育の必要があるのではないかと、こういった問題が非常に指摘をされておられます。医学部の医進課程の教育を担当しておられる先生方の中で、相互に一体今日の医学教育の中で医進課程の教育はいまのままでよろしいのか、どう改善しなければならぬのか、こういった問題について非常に熱心な研究、研修が展開されつつございます。

わが国の医学部関係の教官の方々の間にも、高度の診療を行う、高度の研究を行うという点に於いての努力と、質的に非常に高い教育を行うという面と、特に質的に高い教育を行うという面におけるわが国の大学教官相互の従前の共同研究とか共同研修とか、こういう面においてやはり非常に国際的に見た場合に立ちおくれがあるのでないかということが、たゞいま関係者の中で非常に指摘されておられます。関係者の中で、医学教育関係の学会の結成、その活動というものもいま活発化しようとしておるようになっています。

既設の医学部が長い歴史を持つておりますが、講座制が非常に厚い壁になり過ぎておるといふ面もございまして、また、診療科の立て方にかつても余りにも旧態依然としておるのでないかという点もすでに指摘されております。長い歴史を持つ医学部も、それぞれあり方について、いまやはり本格的に現在の医療に対応し、また、今日の医学教育に対応し得るよな、講座の弾力

化とか診療科の立て方とか、こういった面について関係者の努力により改善を図るべき時点に到達しておるのではないかと。文部省にございまして大学設置審議会の医学関係の委員会におきましても現在までやつてまいりました医学部の講座の立て方とか、こういったものをもう少し弾力化して各大学の創意工夫が生かされるよな基準に改定すべきであるといふことで、試案がつくられていたま関係者の間でも検討されておるところでございまして、長い歴史を持つ明治以降の医学教育にやはりある転機が今日来ておるのではないかと、かような考え方を私ども持つておりました。関係者のたゞいま申し上げましたよな努力が表りますように、文部省といたしまして、できるだけお力をお申上げなければならぬ、かように考へておるところでございまして。

○有田一壽君 最後に、きょう提案になつておりますが、分子科学研究所、これは衆議院で附帯決議がついて、私ども共同利用するといふことによつてございまして、分子科学研究所といふもの自体について科学知識の乏しい私はちよつとなかなか理解できかねる点もあるわけでもございまして、その分子科学研究所の性格、仕事の内容、ひとつこれをわかりやすく説明をしていただいて、そして今後運営上問題があるとするれば、こういうところを気をつけていきますよといふことを御説明いただきたいと思います。分子科学研究所は名前のごとくでございまして、分子科学の研究を総合的に行う研究所でございまして。

分子科学といふのは何かといふことになるわけでもございまして、私もちよつと受け売りのようなことになりまして恐縮でございすけれども、物質の一番基本単位になつておられます分子、その分子が今度は原子に分かれる、原子が一番物の基礎であるといふことなんです、その九十二の原子が集まりまして分子を構成する。分子の数が九十二のところ九十二ありまして、その九十二の原子が

です。日常のいろんな物質あるいは生き物、個体、そういうものを構成しておりますのが通常五万個ぐらいの種類の分子で構成されておるといふふうな言つておられます。従来化学では、いろんな物質の化合といふよな現象を通じて、化学のいろんな研究を進めてまいりました。今度、その化学の研究の基礎になつておられます分子といふもの、一番本質的なものを、その分子の構成単位でありまして原子の段階でどのように組み立てられておるか、また原子は、原子核と電子といふ二つのものででき上つておられますが、その電子のいろんな電子的な構造といふものが分子の本質、作用にどのよな影響を及ぼしておるか。こういう、分子の持つておられます本質を原子的な構造とあるいは電子的な構造に基づいて明らかにいたしまして、そして物質の物理的、化学的性質といふものを分子を中心としながらあらゆる角度から総合的に考へてみよう、こういうことなんです。

さらに、それをもう少し最近の通常のわれわれ生活に近いところの例で申し上げますと、私も、ああそういうことかと思つたりしたんでございまして、電子レンジといふのが家庭の中に入ると入つておられます、非常に短時間の間に、電気のスイッチを入れますと高温にお料理ができて上がる。その際に、その入れ物の陶器はさつぱり温かくならぬですけれども、中にあります料理だけが、水分を含んでおられますために、瞬間的に非常に熱を発生する。それは、水、H₂Oといふよなことで言われておられます。このHが二つ、Oが一つつづつておられます。そこで、電子レンジのあの電磁石でもって電位差を掃掃りますと、水の分子がものすごく振動をいたしまして、中からその振動熱によつて瞬間に温かくなる。これは結局、H₂O、水の分子の持つておられますHが二つ、Oが一つといふものの結びつき方、その原子と原子、要するにO原子、H原子のこのつなぎのいろんなあり方、その中にあります電氣的な

何といひますか、性能というものが、一つの場合とかあるいは集団で分子が集まった場合にどういふような性質を帯びてくるか、そういうことの研究から出てきた成果を活用したものだそうでございます。

この領域の研究は、日本でもかなりのいい水準にまで進んでおるわけなのでございますが、物質の本質を究明いたしますために、その分子構造というものを、原子の核と電子の集まりぐあいとして考えたり、あるいは今度は分子がどのように集まるかというような集合論を考へる。そのことは結局、従来化学が考へておりましたものに、物理学的な理論、原子核の問題でありますとか、あるいは光の解析の問題でありますとか、化学の世界に物理学の手法をかみ合わせて、そして物事の本体を考へていこう、これが従来先ほど大学局長からちよつと話がありました、日本の大学が物理の系列、化学の系列というふうになつておりました、なかなか両者の関係がうまく力を合わせながら研究していくということについて十分な体制になつておりません。これは大学の研究体制にもよることなのでございますけれども、それらを化学と物理をかみ合わせた手法で物質の根源を研究しよう。その研究に対しては新しい解析の装置その他も要るわけでございますし、かなり精密な体制をとらなきやなりませんので、それらを個々の大学ごとに考へろというのではなくて、研究所にいろいろな研究部門、基礎理論を研究いたします系列とかあるいは分子の構造、先ほど申し上げました原子核の原子の集まりぐあいを考へるもの、分子の構造を考へるもの、あるいは電子の動きぐあいを考へる系列、あるいは一つ一つの分子が大きな集団をなしました場合に、水になつたり水になつたりいたしますが、そういう集団としての性格というものを系列別に考へていこう、こういうことをねらつた研究所でございます。

そこで、お尋ねがございましたらいろいろいな専門領域の研究者が、結局物質の一番根源的な

ものを目指しましてあらゆる手法を用いて研究を突っ込んでいくということになるわけでございますが、その際に、いろいろな大学、研究所の研究者が共同で利用できるようなつておらなければならぬ。国立でつくりますために、これを国立大学の共同利用の研究所として今回設置していただくようにしてあるわけでございますが、しかし現実には国立大学以外の研究者の方々にも広く共同で使つていただくことを考へて、その共同利用の研究所としての体制をそれに合うように持つていきたいというのが私どもの希望なのでございます。その間には、国立大学であることと、それから国家公務員でない人との利用の関係その他いろいろ工夫をしなければならぬ点もございませぬけれども、それらの点をいろいろと努力をして、研究者の共同の研究の場として運営できるように努力したいと、このように考へておるところでございます。

○委員長(内藤三郎君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十四分散会

三月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員(鈴木美枝子君外一名発議)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。
題名中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

本則中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「教育職員」を「教職員」に改める。
第二条二項中「及び寮母」を「寮母及び事務職員」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。
3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

この法律施行に要する経費
この法律に要する経費は、約二千四百万円の見込みである。
三月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、図書館法の一部を改正する法律案(内田善利君外一名発議)

一、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案(柏谷照美君外四名発議)
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法の一部を改正する法律案
図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
第十条及び第十一条を次のように改める。(設置)

第十条 都道府県及び市は、図書館を設置しななければならない。
2 前項の規定により都道府県及び市が設置する図書館(都道府県又は市が二以上の図書館を設置する場合にあつては、少なくともそのうちの一の図書館)は、第十三条の三の規定による公立図書館の設置に関する基準に適合するものでなければならない。
第十一条 町村は、図書館を設置することができ
第十三条の次に次の一条を加える。
(専門的職員の待遇)
第十三条の二 公立図書館に置かれる専門的職員の待遇については、その職務の特殊性にかんがみ、特別の措置が講じられなければならない。
第十三条の二の次に次の一条を加える。
(公立図書館の設置に関する基準)
第十三条の三 公立図書館の設置に関する基準は、当該地方公共団体の住民に対する図書館奉仕が十分に行われることができるように、専門的職員の数、施設、図書館資料及び設備について、地方公共団体の人口に応じ、政令で定める。
第十八条を次のように改める。
第十八条 削除
第十九条中「第二十条」を「第二十条第二項」に改める。
第二十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「図書館の施設」を「図書館(第十三条の三の規定による公立図書館の設置に関する基準に適合している図書館を除く)の施設、図書館資料及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、第十三条の三の規定による公立図書館の設置に関する基準に適合している図書館の館長及び専門的職員の給料その他の給与に要する経費、施設、図書館資料及び設備に要する経費その他必要な経費の二分の一を補助するものとする。

国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、第十三条の三の規定による公立図書館の設置に関する基準に適合している図書館の館長及び専門的職員の給料その他の給与に要する経費、施設、図書館資料及び設備に要する経費その他必要な経費の二分の一を補助するものとする。

国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、第十三条の三の規定による公立図書館の設置に関する基準に適合している図書館の館長及び専門的職員の給料その他の給与に要する経費、施設、図書館資料及び設備に要する経費その他必要な経費の二分の一を補助するものとする。

国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、第十三条の三の規定による公立図書館の設置に関する基準に適合している図書館の館長及び専門的職員の給料その他の給与に要する経費、施設、図書館資料及び設備に要する経費その他必要な経費の二分の一を補助するものとする。

第二十一条中「前条」を「前条第二項」に改める。

附則

この法律中第十三条の次に一条を加える改正規定は公布の日から、その他の改正規定は昭和五十三年四月一日から施行する。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、四十億四千万円の見込みである。

義務教育諸学校等の女子の教育職員の子の育児休暇に関する法律案

義務教育諸学校等の女子の教育職員の子の育児休暇に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、義務教育諸学校等の女子の教育職員の子の育児休暇に関する制度を設けることにより、女子の教育職員の継続的な勤務を容易にするるとともに、義務教育諸学校等において行われる教育の一貫性を確保し、もつて義務教育諸学校等の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る）、実習助手及び寮母をいう。

(育児休暇の承認)

第三条 国立及び公立の義務教育諸学校等の女子の教育職員（臨時的に任用された者及び条件付採用期間中の者を除く。以下「女子教育職員」という。）で一歳に満たない子を育てるもの申請（当該女子教育職員の出産した子に係る申請

にあつては、当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間中にされたものに限り）があつたときは、任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担職員で女子の教育職員であるものについては、市町村の教育委員会とする。第十八条第一項を除き、以下同じ。）は、第十八条に規定する臨時的任用が著しく困難な事情にある場合その他の特別の事情がある場合は除き、育児休暇の承認をしなければならない。

2 任命権者は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る子について当該申請をした女子教育職員に対してすでに育児休暇の承認をしたことがあるときは、同項の規定にかかわらず、育児休暇の承認をしなければならない。

(育児休暇の期間)

第四条 育児休暇の期間は、任命権者が定める日（女子教育職員の出産した子に係る育児休暇にあつては、当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間の満了する日の翌日）に始まり、その始まる日の翌日から当該育児休暇に係る子が一歳に達する日の属する学期の末日までの間において任命権者が定める日に終わる。

2 前項の規定により任命権者が育児休暇の終わる日を決める場合においては、その終わる日が学期の末日となるように定めなければならない。

3 任命権者は、女子教育職員から申出があつたときは、育児休暇に係る子が一歳に達する日の属する学期の末日を限度として、一回に限り、当該育児休暇の期間を延長することができる。

この場合においては、その終わる日が学期の末日となるようにしなければならない。

(育児休暇の終了)

第五条 育児休暇は、次に掲げる場合には、終了する。
一 女子教育職員が人事院規則又は条例に基づく産前の休業を始めたとき又は出産したとき。

二 女子教育職員が休職又は停職の処分を受けたとき。

三 育児休暇に係る子が死亡したとき。
2 女子教育職員から育児休暇に係る子を育てなくなつた旨の届出があつたときは、育児休暇はその届出のあつた日の属する学期の末日に終了する。

(育児休暇の効果)

第六条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員は、育児休暇の期間中は、その身分を保有するが、職務に従事しない。
2 育児休暇の承認を受けた女子教育職員に対しては、育児休暇の期間中、給与を支給しない。

(不利益取扱いの禁止)

第七条 女子教育職員は、育児休暇の承認を受けた勤務しなかつたことを理由として、不当に不利益な取扱いを受けることはない。

(育児休暇の期間中の勤務)

第八条 任命権者は、義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、第六条第一項の規定にかかわらず、育児休暇の期間中の各月につきそれぞれ三日の範囲内において育児に支障のない限度で、育児休暇の承認を受けた女子教育職員に対し、勤務を命ずることができる。

(国立学校女子教育職員の給与等)

第九条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員（国立の義務教育諸学校等の女子の教育職員に限る。以下「国立学校女子教育職員」という。）が前条の規定により勤務を命じられて勤務したときは、第六條第二項の規定にかかわらず、その者に対し、俸給及び教職調整額を支給する。この場合において支給する俸給の額は、当該国立学校女子教育職員が育児休暇の承認を受けなかつたとしたならばその受けるべき俸給の月額額の二十五分の一にその勤務した日数を乗じて得た額とする。

2 育児休暇の承認を受けた国立学校女子教育職員が前条の規定により勤務を命じられて当該育児

休暇の期間中の日である基準日（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九条の三第一項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の日（当該育児休暇の期間中の日に限る。）に勤務したときは、第六條第二項の規定にかかわらず、その者に対し、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第十条 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第二項の規定の適用については、育児休暇の期間（第八条の規定により勤務を命じられて勤務した日を除く）は、在職期間でないものとする。

第十一条 育児休暇の承認を受けた国立学校女子教育職員が当該育児休暇の終了後再び勤務するに至つたときは、当該育児休暇の期間の三分の二に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなしてその再び勤務するに至つた日若しくはその日から一年以内に昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は調整期間の範囲内での再び勤務するに至つた日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

第十二条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の規定の適用については、同条第四項中「その月数」とあるのは「その月数、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和五十一年法律第 号）に規定する育児休暇により現実に職務をとることを要しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数」と読み替へるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた国家公務員等退職手当法第七條第四項の規定の適用については、第八條の規定により任命権者が勤務を命じた日は、現実に職務をとることを要する日でないものとする。

第十三条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四條の規定の適用については、同条第三項中「四 職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは「四 職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは「四 職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日（義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和五十年法律第 号）第八條の規定により勤務を命じられた日を含む。）」と読み替えるものとする。

第十四条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員（公立の義務教育諸学校等の女子の教育職員に限る。以下「公立学校女子教職員」という。）については、育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員の給与に関する事項を基準として給料教職調整額及び期末手当の支給その他の措置を講じなければならない。この場合において、第六條第二項の規定は、適用しない。

第十五条 育児休暇の承認を受けた公立学校女子教職員の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算に関する事項を基準として必要な措置を講じなければならない。

第十六条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）第二條の規定の適用については、同条第六項中「四 職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは「四 職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日（義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和五十年法律第 号）第八條の規定により勤務を命じられた日を含む。）」と読み替えるものとする。

四 職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日（義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和五十年法律第 号）第八條の規定により勤務を命じられた日を含む。）」と読み替えるものとする。

第十七条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二條の規定の適用については、同条第三項中「四 試の使用期間」とあるのは「四 試の使用期間」と読み替えるものとする。

第十八条 任命権者は、育児休暇の承認をする場合においては、当該育児休暇に係る女子教育職員が勤務する義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させるため、当該育児休暇の期間を任用の期間として、校長以外の教育職員を臨時的に任用しなければならない。ただし、当該義務教育諸学校等に当該育児休暇の期間中当該女子教育職員の職務を代わつて行うことができる校長以外の教育職員（正式採用された者又は条件付採用期間中の者に限る。）がある場合において、その者に当該女子教育職員の職務を代わつて行わせるときは、この限りでない。

2 前項の規定による臨時的任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十條第一項から第三項までの規定及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第二項から第五項までの規定は、適用しない。

女子の教育職員の育児のための休暇に関する措置を講ずるとともに、当該休暇の期間中、当該義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に採用するように努めなければならない。

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。（経過措置）
2 昭和四十九年十月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間が満了した女子教育職員については、第三條第一項中「当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間中」とあるのは「昭和五十年四月三十日まで」と、第四條第一項中「当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間の満了する日の翌日」とあるのは「昭和五十年五月一日」と読み替えて、この法律の規定を適用する。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）
3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。
第十七條に次の一号を加える。
三 義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和五十年法律第 号）第十八條第一項の規定により臨時的に任用される者

（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）
4 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。
第二十三條に次の一号を加える。
三 義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和五十年法律第 号）第十八條第一項の規定により臨時的に任用される者

（私立の義務教育諸学校等において講ずべき措置）
第十九條 私立の義務教育諸学校等の設置法は、

号）第十八條第一項の規定により臨時的に任用される者

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、国立学校設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月五日）
一、学校教育法の一部を改正する法律案（久保 亘君発議）

学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第五十條第一項中「教諭」の下に、「養護教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭、養護助教諭」を削り、同条第四項中「講師を」の下に、「養護教諭に代えて養護助教諭を」を加える。
第三十三條中「当分の間」を「高等学校には、第五十條の規定にかかわらず、昭和五十三年三月三十一日までの間」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、速やかに、養護教諭の資格を有する者の不足を解消するため、その養成について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、速やかに、養護教諭の資格を有する者の不足を解消するため、その養成について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

昭和五十年三月十四日印刷

昭和五十年三月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X